神奈川県行政書士会苦情処理委員会規則

(設 置)

第 1 条 この規則は、会則第48条の2第3項に基づき神奈川県行政書士会苦情処理委員会(以下、「委員会」 という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、受付けた案件を迅速かつ適正に処理し、以って会員の品位保持並びに業務の改善進歩を図り、行政書士の業務に対する信頼を確保することを目的とする。

(用語の意義)

- 第3条 この規則における用語の意義は、以下各号に定めるところによる。
 - (1) 本規則において「苦情事案」とは、広く本会会員の業務上の法令違反又は行政書士倫理違反の疑いがある事案をいう。
 - (2) 本規則において「通報事案」とは、行政書士又は行政書士法人でない者(以下「非行政書士」という。) の行政書士法違反の疑いがある事案をいう。
 - (3) 「苦情事案」と「通報事案」を総称して「事案」という。

(組 織)

- 第4条 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 委員長は、会長が委員の中から指名し、副委員長は3名以内とし、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(所 掌)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を扱う。
 - (1) 受付けた案件の事実確認のための調査
 - (2) 事案の回付の決定
 - (3) 事案に至らない案件の処理
 - (4) 案件を届出た者に対する通知及び説明
 - (5) 回付した事案に関する調査状況の把握及び記録の保管
 - (6) 受付けた案件に対する処理結果の理事会への報告

(事案の受付)

- 第6条 案件の受付は、事務局において行う。
- 2 案件を受付けた事務局は、直ちに委員会に連絡するものとする。
- 3 案件の連絡を受けた委員会は、直ちに事実確認のための調査を行うものとする。

(苦情事案の処理)

- 第7条 委員会は、前条第3項の調査の結果、行政書士業務上の法令違反の疑いがある場合は、綱紀委員会へ 回付し、行政書士倫理に違反する疑いがある場合は、その重大性の程度に応じて、綱紀委員会又は総務部に回 付するものとする。
- 2 委員会は、前項の回付をする必要がないと認めた場合は、当該案件の処理を委員会限りで終了させることが 出来る。
- 3 委員会は、第1項の回付の有無を決定した後速やかに、案件を届出た者等関係者に対してその旨を通知する とともに、適宜相当な説明をするものとする。

4 委員会は、案件を届出た者に対し、第1項の回付の有無にかかわらず、行政書士業務引継ぎの斡旋を行う等相当な措置を取ることができる。

(綱紀委員会及び総務部の報告義務)

- 第8条 前条第1項の回付を受けた綱紀委員会又は総務部は、当該事案の処理を終了した後、その結果を速や かに委員会に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた委員会は、速やかに案件を届出た者並びに聞取りを受けた会員等関係者に対してその旨を通知するとともに、適宜相当な説明をするものとする。
- 3 第1項の報告を受けた委員会は、理事会に対し苦情事案の概要を報告する。

(通報事案の処理)

- 第9条 委員会は、第6条第3項の調査の結果、非行政書士に行政書士法違反の疑いがある場合には、当該事案を法規監察部に回付するものとする。
- 2 委員会は、前項の回付をする必要がないと認めた場合は、当該事案の処理を委員会限りで終了させることが 出来る。
- 3 委員会は、第1項の回付の有無を決定した後速やかに案件を届出た者等関係者に対してその旨を通知するとともに、適宜相当な説明をするものとする。
- 4 委員会は、案件を届出た者に対し、第1項の回付の有無にかかわらず、行政書士業務引継ぎの斡旋を行う等相当な措置を取ることができる。

(法規監察部の報告義務)

- 第10条 前条第1項の回付を受けた法規監察部は、当該事案の処理を終了した後、その結果を速やかに委員会に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた委員会は、速やかに案件を届出た者に対してその旨を通知するとともに、適宜相当な説明をするものとする。
- 3 第1項の報告を受けた委員会は、理事会へ通報事案の概要を報告する。

(委員会の調査)

- **第11条** 委員会は、事実確認のために関係者に対する聞取りが必要な場合、聞取りの対象者に対し調査の趣旨を十分に説明した上、その者の真摯な同意を得ることを要する。
- 2 前項の聞取りを行うに際して、対象者の人格、プライバシー等個人の尊厳に十分な配慮をしなければならない。

(委員の秘密保持義務)

第12条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員会は、必要がある場合には、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことが出来る。

(雑 則)

第14条 この規則に定めるものの他、委員会は、その運営に関し必要な事項を「委員会運営規程」として定めることが出来る。

附 則

- 1 この規則は、平成22年1月28日から施行する。
- 2 神奈川県行政書士会コンプライアンス委員会規則(平成20年10月8日施行)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年度総会における会則改正決議を経て、当該会則に係る神奈川県知事認可の日(平成23年6月23日)から施行する。